

茅野市訓令第 6 号

茅野市地籍調査作業規程（平成 24 年茅野市訓令第 2 号）の全部を改正する。

令和 8 年 8 月 4 日

茅野市長 今井 敦

茅野市地籍調査作業規程

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項及び第 6 条の 4 第 2 項の規定により、茅野市が実施する地籍調査の作業規程を定めるものとする。

（準用）

第 2 条 地籍調査作業の実施に当たっては、法第 3 条第 2 項の規定により定められた次の作業規程の準則等を準用する。

- （1） 地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）
- （2） 地籍調査作業規程準則運用基準（平成 14 年 3 月 14 日国土国第 590 号国土交通省土地・水資源局長通知）

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。